

## 令和2年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和2年8月26日（水）午後2時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

開会

日程第1 令和2年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第12号 令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について

日程第4 報告第13号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第39号 瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事の計画について

日程第6 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について

日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10 教育長の報告

日程第11 その他

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した委員**

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

教育次長 廣 瀬 進 一

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 坂 野 美 恵

幼児支援課長 林 美 穂

生涯学習課長 児 玉 睦

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

**○傍聴者**

なし

開会 午後 2 時 0 0 分

### 開会及び開議の宣告

○**教育長** 只今から令和 2 年第 8 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

---

### 日程第 1 令和 2 年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和 2 年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和 2 年第 7 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

---

### 日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

大平委員にお願い致します。

---

### 日程第 3 報告第 1 2 号 令和 2 年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について

○**教育長** 日程第 3 報告第 1 2 号 令和 2 年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 3 報告第 1 2 号 令和 2 年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について、令和 2 年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。令和 2 年 8 月 2 6 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受け、幼稚園に就園し、若しくは小学校又は中学校に就学する、経済的に困難な状況にある子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減

するため、要綱を制定したものの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○大平委員 対象者は何人ぐらいでしょうか。

○学校教育課長 多く見込んで最大、小学生80人、中学生50人ぐらいと想定し予算を計上しています。現時点での問い合わせは2件です。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第12号 令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について、承認することと致します。

---

#### 日程第4 報告第13号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第4 報告第13号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第4 報告第13号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和2年8月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定したことにより規則の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第13号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

---

#### 日程第5 議案第39号 瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事の計画について

○教育長 日程第5 議案第39号 瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事

の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

**○生涯学習課長** 日程第5 議案第39号 瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年8月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、施設内の空調等を管理する中央監視装置およびリモート盤の老朽化に伴い、更新工事を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

**○森下委員** この工事は空調設備に関係するものですか。

**○生涯学習課長** そのとおりです。

**○加藤委員** 資料を見ると各階に設置されていませんが、現在設置してある箇所の機器交換を行うというものでしょうか。

**○生涯学習課長** 現在設置してある機器の更新工事となりますので設置箇所数に変更はありません。

**○教育長** 耐用年数を超過しており、今後交換部品を用意できないことも想定されます。

**○教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第39号 瑞穂市総合センター中央監視装置更新工事の計画について、可決することと致します。

---

## 日程第6 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

**○教育長** 日程第6 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

**○教育総務課長** 日程第6 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

令和2年8月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 大平委員** 芝生緑化事業費の事業内容と維持管理費の説明をお願いします。
- 教育総務課長** 事業費の内訳としましては、補植用のポット苗等と芝生の根切りをする農機具の購入によるものです。維持管理費は委託費に計上されています。
- 加藤委員** 芝生の維持管理は手間がかかるので大変だとは思いますが、このまま現状維持していただきたいと思います。
- 加木屋委員** 過去に維持管理の問題で芝生化をしない決断をしたこともありますが、芝生化すると水はけがよくなると聞いたこともあります。もし効果が見込めるのであれば、水はけの悪い学校のグラウンドを芝生化するのも方法かと思いますが実際に効果はあるのでしょうか。
- 加藤委員** 芝生を敷くと砂ぼこりが飛ばなくなるという事や転んでもケガが軽いというような事を聞いたことがありますので利点もありますが、維持管理においては費用面の負担もあると思いますので芝生を敷くことには検討が必要だと思います。
- 教育長** 委員の皆さんもご承知のとおり、芝生は維持管理が大変です。これからはコミュニティスクールで維持管理をお願いし、機械のメンテナンス等は教育委員会が行っていくという形づくりを進めていきたいと思っています。いずれにしましても委員の皆さんの意見を参考に調査検討が必要となります。
- 加木屋委員** 総合センターにおいて過去に非常ベルの誤報がありましたが、自家発電設備更新工事にはこの関係は含まれていますか。含まれていないのであれば、今後また誤報が起こることがあるのでしょうか。
- 生涯学習課長** 今回のご指摘の自家発電設備更新工事は、非常ベルの誤報とは別のものになり、停電等が起こった際に非常用電源として自家発電する設備です。前回の誤報は、非常通報装置の火災警報器に不具合が生じたものであり、

長時間なり続けたのは操作ミスによるものでした。改めてマニュアルを確認し操作手順の確認を徹底しましたのでその部分に関しては解決済みです。

○大平委員 防犯カメラの設置は有効でしたか。

○教育総務課長 安心安全という意味で、防犯上の観点からしても効果的であったと思われます。

○教育長 市内の教育施設に設置しており、職員室や事務室にモニターが設置しており画像も鮮明です。

○大平委員 通学路への設置の計画はありますか。

○教育長 警察との連携の中で今後検討していくことになると思います。先日、目にしたのは公園の中に設置しているというものでしたが、公園も安心できる場所でなければならないので設置することは有効と考えます。

○大平委員 無線LANはすべての学校で設置済みですか。また、教育面でも活用されていますか。

○教育総務課長 各小中学校が災害時の避難所に指定されることが多いため、避難所になることが想定される体育館、特別教室にアクセスポイントを設置しています。防災用の補助金を活用し設置していますが、日常の学校生活、授業でもご利用いただいても差し支えございません。

○教育長 防災、災害時の使用については担当課の市民協働安全課とも協議していく必要があります。

○加藤委員 停電時の電源確保として、照明等の最低限の電源確保が必要ではないでしょうか。今後非常用電源自家発電装置の検討をお願いしたい。

○加木屋委員 暑い時期に停電となると、学校はエアコンが動かなくなるということになると思いますが生徒児童の対応はどうなりますか。

○教育長 停電の解消が見込めない場合は、帰宅せざるを得ないこともあるかもしれません。

○加藤委員 各学校に設置されている防災倉庫に発電機も常備されています。燃料の心配はありますが、学校でも使用できると多少の電源は確保できるのではないのでしょうか。また、学校に設置されているソーラーパネルはどのくらいの電源が確保できますか。蓄電もできるといいですが、ある程度の電源確保は防災担当課とも検討する必要があると思います。

○大平委員 今年度未執行になる予算に対しては来年度以降に繰り越しになりますか。

○教育総務課長 今年度は減額し、来年度の予算において再度予算要求することとなります。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 意見聴取 平成31年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、承認することと致します。

---

### 日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○教育長 日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和2年8月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○森下委員 この決算は、平成31年度分なので特別会計ということでよろしいですね。

○教育総務課長 そのとおりです。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、承認することと致します。

---

### 日程第8 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）につ



いて

○**教育長** 日程第8 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和2年8月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和2年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**森下委員** 工事請負費を減額されますが、来年度計上した場合でもそれまでの間未施工となりますが、児童生徒への影響はありませんか。

○**教育総務課長** 特別影響ないと考えます。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 意見聴取 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、承認することと致します。

---

### 日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例について

○**教育長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和2年8月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和2年第3回瑞穂市

議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○大平委員 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」による「子ども・子育て支援法」の一部改正に関するものは、地域の実態に応じて自主的に進めるということでしょうか。

○幼児支援課長 小規模保育事業は設置自治体と利用する自治体が確認するものですが、今回の改正に伴い利用先の設置自治体を確認をしていれば、利用する自治体は確認が不要となったものです。確認事務が簡素化されたということになります。

○森下委員 今回の条例改正に伴い、この条例以外に影響はありますか。

○幼児支援課長 猶予期間が設けられているものもありましたが、今回の改正ですべて対応済みとなります。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例について、承認することと致します。

---

## 日程第10 教育長の報告

○教育長 日程第10 教育長の報告になります。

コロナウイルス感染症対策としては、現在も各施設消毒の徹底がなされています。教育現場では密にならないよう距離を保ち、換気を行うなどの対策をとっています。トイレ掃除も当初は教員が行っていましたが、今では手袋をして子どもたちが行っています。いろいろな対策をとりながら日常生活を行っています。今現在は熱中症対策も併せて行わないといけない状況となってきました。登下校の際のマスク着用については、距離を保っていれば外してもいいとしています。とはいえ、児童はなかなか外せないようで、保護者の中には、マスクを外さないようにと伝えている家庭もありますので徹底しているわけではありません。対策として日傘をさして登下校する姿も見かけるようになりました。牛牧校区の自治会では公民館にミストシャワーを設置いただき休憩所とさ

せていただいています。地域の力をお借りでき大変ありがたいと思っています。登校の際にも健康チェックのお手伝いをいただいたりコミュニティスクールの形がコロナ禍でできつつあり、本当にありがたいと思っていますところ。市内3校の小学1年生、2年生を対象にみずほバスを利用しての下校を8月末まで行っておりますが、利用する子どもたちの様子を見てみると楽しそうです。また、総合政策課ではみずほバスを利用し下校する児童用に提示するパスを作成してくれました。次に修学旅行の中止についてのお知らせです。実施については3月以降校長会と市教育委員会が何度も協議を重ねてきましたが、児童生徒の健康と安全確保の面から次のような点が問題として残りました。実施時期の感染状況がどうなっているのか予測ができない。修学旅行直前、旅行先で感染者が確認された場合の対応についてです。また、県教育推進会議においては「宿泊を伴う行事」「交通機関を利用した移動」については感染リスクがとても高いとの指摘がありました。さらに、岐阜県では独自に「第2波非常事態」が発表され、特に他県への移動について自粛することが求められました。このような状況と先の問題点を踏まえ、児童生徒の健康と安全を守ることを最優先に考えた結果中止の判断をしました。各学校では対象の児童生徒にこの話をさせていただきました。児童生徒はうなずきながら話を聞き、先生たちも真剣に考えた結果だと受け止めている様子だったそうです。修学旅行に関しては、大変残念ではございますが中止の決定をしました。

---

## 日程第11 その他

- 教育長** 日程第11 その他に入ります。
- 教育長** 教育次長。
- 教育次長** 教育委員会では今回の経験を踏まえて感染症が発生した場合の、タイムラインの見直しを行っております。あつてはならないですが万が一感染があった場合はそのタイムラインに沿って行動することになります。
- 教育長** 教育総務課長。
- 教育総務課長** ICT機器整備についての現状報告ですが、児童生徒1人1台の端末購入に際し事前見積の確認をしている段階で、校内の基幹整備については仕様書の最終確認作業を行っている状況です。教育評価については今後委

員の皆様にお諮りすることになります。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** コロナウイルス感染に関する報告です。保健所からは、感染の報告を受け接触のあった児童の人数、行動履歴、ヒアリングの実施方法、PCR検査の実施方法等についての指示を受けました。当該学校の教員、市教育委員会職員で当該施設の消毒を実施し、その後報告文書の提出、今後の対応についての協議を行いました。PCR検査も行いましたが結果は全員陰性でした。コロナウイルス感染症に対する誹謗中傷がなされないよう配慮し、子どもたちを見守っている状況です。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 教育・保育給付認定こどもに係る緊急副食援助費交付要綱の施行に伴い、社会福祉協議会より貸し付けを行っている方へ案内文書を発送したところ問い合わせが1件ありましたが、調査の結果、該当者ではありませんでした。また、現段階において申請者はいません。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 市内には天然記念物ハリヨの生息地と思われる場所が2か所あり、8月8日に有志の方々に草刈りの環境整備と調査を行いました。いずれもハリヨの生息が確認できました。今後は指定地の認定やハリヨの個体が岐阜県由来のものか等の確認を行い文化財の指定を視野に入れて検討する予定です。

○**教育長** 長良川水系のハリヨが生息していることは大変珍しいとのことで、今後調査がなされるそうです。地域の方々は水を題材とした環境学習にも取り組めることも期待してみえますし、ハリヨを守っていけるよう努力されています。

○**加藤委員** ハリヨですが悪質なマニアが存在し生息地を荒らしてしまうことがあるので大変心配です。マニアから守る対策も考えてください。

○**加木屋委員** コロナウイルス感染症に関することですが、皆さん学校での感染を一番心配され努力されてこられたことと思いますが、今回、今まで以上に気を使われ大変だっただろうと思っています。その結果拡大することがなく感謝しています。報道発表は市町村判断と聞いているが発表した経緯を教えてください。

○**学校教育課長** 憶測により風評被害が広がり混乱をきたさないようにという考

えのもと、細心の注意を払い対応することとしました。また、現在も引き続き対応を実施しています。

**○教育長** 次回の会議ですが、令和2年9月25日、金曜日、午後2時00分から第9回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思います。その次の定例会は、令和2年10月29日、木曜日、午後2時00分から第10回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

---

### **閉会の宣告**

**○教育長** これをもちまして、令和2年第8回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時17分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年8月26日

瑞穂市教育委員会 教育長 加藤 博明

委員 大平 高司

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。